

静岡県告示第382号

指定都市内における地域産業立地事業費補助金交付要綱（平成17年静岡県告示第1149号）の一部を次のように改正する。

令和元年11月19日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第3 補助の対象及び補助率（額）</p> <p>(1) <u>ふじのくにフロンティア推進区域</u>（知事が別に定める区域をいう。以下同じ。）内の用地を取得した場合</p> <p>次の表に掲げるとおりとする。ただし、補助金の総額は、1億5,000万円（別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を設置する場合には2億円）又は次の表の補助の対象の欄に掲げる経費に対して指定都市が交付する補助金の額のいずれか少ない額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を限度とする。</p> <p>（表略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>様式第3号 （略）</p> <p>工場等の設置に係る事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）</p> <p>（略）</p> <p>10 <u>ふじのくにフロンティア推進区域</u>の状況（該当する場合のみ記載）</p> <p>(1) 工場を設置する<u>ふじのくにフロンティア推進区域</u></p> <p>(2) <u>ふじのくにフロンティア推進区域内</u>で実施する事業の内容</p>	<p>第3 補助の対象及び補助率（額）</p> <p>(1) <u>ふじのくにフロンティア推進区域等</u>（知事が別に定める区域をいう。以下同じ。）内の用地を取得した場合</p> <p>次の表に掲げるとおりとする。ただし、補助金の総額は、1億5,000万円（別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を設置する場合には2億円）又は次の表の補助の対象の欄に掲げる経費に対して指定都市が交付する補助金の額のいずれか少ない額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を限度とする。</p> <p>（表略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>様式第3号 （略）</p> <p>工場等の設置に係る事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）</p> <p>（略）</p> <p>10 <u>ふじのくにフロンティア推進区域等</u>の状況（該当する場合のみ記載）</p> <p>(1) 工場を設置する<u>ふじのくにフロンティア推進区域等</u></p> <p>(2) <u>ふじのくにフロンティア推進区域等内</u>で実施する事業の内容</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この改正は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。